

高木博志著

『近代天皇制と古都』

藤田大誠

一 近代天皇制の「普遍」と「特殊」

著者の京都大学人文科学研究所准教授・高木博志氏は、長年に亘つて、文化史と政治史を接合するアプローチから近代天皇制研究を着実に積み重ねられてをり、その代表的著作である『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―』（校倉書房、一九九七年）をはじめとする注目すべき研究を数多く発表されてきた。

本書もまた、従前の研究の延長線上にあるといふべきだが、著者によれば、『近代天皇制の文化史的研究』と本書では「アクセントの置き方が違う」のであり、「前書では一九八〇年代までの絶対主義的天皇制論への批判として、明治期の天皇制の国際社会との「普遍」的な側面に着

目した。それに対し本書では、絶対主義的天皇制論の思想を批判的に引き継ぎ、天皇制における近代に創りだされた「固有」な部分、「万世一系」を文化的に顕現する古都に向き合った。（「あとがき」と記してあるやうに、両書は共通する部分もあるが、それぞれ、近代天皇制の「普遍」と「特殊（固有）」の両面に焦点を当てた、いはばコインの裏表の性格を持つものともいへよう。

また、その「序」には、「明治維新から一八八九年の大日本帝国憲法の発布までに、近代天皇制の核心となる「万世一系」の「国体」（天皇をいただくにがら・国家体制）が定置され、それをうけて、奈良・京都の古都も、日本の「歴史」「伝統」「文化」を具現するものとして、近現代を通じて創りだされる。」とあり、本書も前著と同様、海外から輸入されて久しい「創られた伝統論」や「国民国家論」といふ、近代国民国家（明治国家）形成批判のコンテキストを意識しつつ、「明治維新以後、近代天皇制の文化的な諸要素が作りだされたことに力点を置く」（『近代天皇制の文化史的研究』二二頁）視点を踏襲してゐる。つまり著者は、「私自身は、京都御所のなかで「生き神」として、山城国を中心とする畿内の地域社会に限定されつつ宗教的・文化的機能を果たした天皇が、明治二年（一八六九）の東京「奠都」により全国区へと飛躍し、かつ明治維新か

ら大日本帝国憲法発布までの過程を通じて、「神武創業」の「万世一系」の系譜が創りだされた、その創りだされた側面を強調したい。」(「序」と記してゐる如く、「特殊」の側面に力点を置きつつあくまでも前著と変はらぬ「創出」一面を重視した研究目的を本書でも明確に提示してゐるのである。

即ち本書は、近代日本において「天皇がいなくなった旧都」であり、「天皇制の「故地」として、文化的に特別な意味」(「序」)を持つ「古都」の創出といふ視角から近代天皇制を論じたものである。これまで、小路田泰直「天皇制と古都」(中塚明編『古都論—日本史上の奈良—』柏書房、一九九四年)のやうな小論はあつたが、近代天皇制における文化統合論や文化財論の十分な蓄積を有する著者によつて、豊富な史料の提示とその分析に基づいた、奈良と京都の比較をも含む本格的な古都論が刊行されたことは、研究史上、極めて重要な意味を持つと思はれる。

二 本書の全体像とその特徴

次に本書の全体像を掴むため、目次を示しておかう。

序

第一部 古都奈良

第一章 近代における神話の古代の創造——畝傍山・神

武陵・橿原神宮、三位一体の神武「聖蹟」——
第二章 近代天皇制と古代文化——「国体の精華」としての正倉院・天皇陵——

第二部 古都京都

第三章 近世の内裏空間・近代の京都御苑

第四章 古都京都イメージの近代

第三部 陵墓と世界遺産

第五章 陵墓の近代——皇霊と皇室財産の形成を論点に——

第六章 近代の陵墓問題と継体天皇陵

第七章 「仁徳天皇陵」を世界遺産に！

補論 桜とナシヨナリズム——日清戦争以後のソメイ

ヨシノの植樹——

あとがき

予め本書の冒頭に記された古都論の結論的な部分を引くと、「奈良は、ひとつには「神武創業」の「神話の古代」の場として、もうひとつには「日本文化」創生の起点として、ヨーロッパのギリシャ文明に比せられるものとして創りだされた。また京都は、一八九〇年代には「国風文化」として、中国や朝鮮にもない純粋な「日本文化」として表象され、一九一〇年代以降の「帝国」の時代には、今日につながる「日本国民の文化的素質」(内藤湖南「日本国民の

文化的素質」「日本及日本人」第一八三・四号、一九二九年）の諸要素——歌舞伎・能・真宗・南蛮（欧州）文化につながる海外に開かれた安土・桃山文化のイメージ——が重層するものとなった（本書第四章。）（「序」と指摘されてゐる。

また、本書では、「天皇制の装置としての古都の創出」に関はつて、現在の「象徴天皇制」においても維持されてゐる重要な要素として、特に「陵墓」と「御物」を挙げて、主に〈文化財〉の「公開」か「秘匿」か、といふ観点から論じてゐるが、さらに戦後になって「古都」といふ「文化財」として自己を表象する奈良・京都自体も「文化財化」の道を辿るとして、これらをあくまでも〈文化財〉の問題として捉へて論じ切つてゐることが特徴である（「序」）。

とりわけ第二章は、「近代日本で生みだされた「怪物」としての国体を考えるに際して、課題として、「万世一系」の国体イデオロギーにおける始源としての古代と、それを粉飾する古代文化の、明治期における創造の過程を考察」（五九頁）したもので、具体的には「帝国憲法発布の時期に制度化され、国体を視覚化する古代文化とな」つた正倉院と天皇陵に焦点を当てた論考である（六〇頁）。ここで著者は、「明治憲法体制下で、国宝に代表される文化財を展示する常設の帝国博物館（一九〇〇年に帝室博物館）が確立する。ここに国宝などの文化財や史蹟名勝といった「開

かれた」文化財と、正倉院御物（欧州王室の私宝に比せられる）や天皇陵などの「秘匿された」文化財という、二本立ての文化財の体系ができあがつた。」と述べ、「日本近代の文化財の公開性と秘匿性との両義性は、近代天皇制における、欧州とも普遍的な君主制の要素と日本独自の「国体」の要素との両義性に通じる」と指摘する（八八―八九頁）。

それ故、例へば「仁徳天皇陵」をはじめとする陵墓は、現状では「国民・国境すらも越えた「普遍的価値」（その価値自体は欧米中心であり、相対化する視点を要するが）を有する「世界文化遺産」にはなりえない」ため、二十一世紀に「仁徳天皇陵」が「世界文化遺産に登録されれば、「日本の天皇制」がまずは「君主制」への民主化の階梯を一つ昇ることになるだろう。」との提唱と「予言」（希望的観測？）をも著者は行なつてゐるのである（「序」）。

さらに、本書においては、近代日本の都市計画論や都市空間（景観）論の歴史とも密接に関はる、いはば「近代神苑論」と「内裏空間論」ともいふべきユニークな視角が導入されてゐることも興味深い点であらう。それは、「古都奈良」における畝傍山・神武天皇陵・橿原神宮の三位一体としての神武天皇「聖蹟」の形成を論じた第一章と、「京都京都」における近世の「内裏空間」（禁裏・仙洞御所・宮・公家屋敷などからなる九門内の築地空間）から近代の「京都御

苑」への変遷、或は鴨東岡崎の平安神宮創建を論じた第三章において詳細に展開されてをり、さらには、両者は相似的なもの、関連性の深いものとして捉へられてゐる。

とりわけ第一章で注目すべきは、鈴木良氏による部落史からの一連の研究が、「聖なる神武陵の創出・整備過程と、被差別部落である洞部落の強制移転が鮮やかなコントラストのもとに描かれ」てゐるのに対し、著者は、明治三十年代の奈良県庁による橿原神宮神苑構想を明らかにする中で、「二八八〇年代以降に、京都御苑、伊勢神宮・熱田神宮神苑、皇居とその周辺、そして畝傍山とその山麓といった天皇制にかかわる清浄なる空間・景観が整備されてゆくことが、全体として連鎖・連動しているのではないかという見通し」から、「私の意図は、畝傍山とその山麓全体の清浄な景観づくりの解明であり、鈴木のように被差別部落の問題に特化できない」としてゐることである（四一八頁）。

また、第三章では、近世の「内裏空間」と明治十年代に京都府によつて「公園」として整備されていく近代の「京都御苑」との比較が試みられてゐる。著者は、明治元年十二月の行政官布告で九門内の通行を禁じたことを「人々に開かれた近世の内裏空間とは、対極の制限」（二三三頁）と見做し、さらに、「二八八三年一月の岩倉具視の「京都皇宮保存ニ関シ意見書」により、京都御苑という空間を、国

際社会の中で「日本文化」「伝統」として利用する文化戦略が登場する。そして一八九〇年代以降、皇室財産としての京都御苑は、次第に庶民とは隔たった、閉じた空間へと変貌してゆく。」（二〇〇頁）と述べ、「京都御苑や鴨東岡崎の平安神宮などが、平安時代以来続いてきたかのような幻想を振りまいて登場した。」（二三三頁）と断じてゐる。

但し、本書のやうな「権力」対「庶民」といふ二項対立的な図式だけでは、「近代京都」といふ都市空間形成の意義を見誤つてしまふことに繋がりがかねない。著者は、あくまで「国民国家」の相対化を図らうとするが、一方で日本近代都市史・建築史を専攻する中川理氏は、平安神宮創建や京都における内国勸業博覧会について触れる中で、横村正直や北垣国道といふ二人の「府知事によつて進められた近代都市を目指すベクトルと、岩倉具視が主張する歴史都市を目指すベクトル。しかし、二つは必ずしも互いに相容れないものではなかった。明治二八（一八九五）年、二つのベクトルは岡崎という地で合流することになる。」と述べ、「京都という都市の近代をとらえる、ここでの二つの方向性は、その後も絶妙のバランスを築いていく。考えてみると、この二つの方向性とは、日本という国が、近代国家として成立するために不可欠な二つの要素を示すものであったとも解釈することもできる」（二三三頁）とモダン建

築―京都の近代史と街づくり―」『NHK知るを楽しむ なんでも好奇心 四―五月』(二〇〇五年)と指摘してゐるのである。

この他、補論は「近代の旧城下町・弘前を素材とした、あの魅力的な「桜とナシヨナリズム」論という仕事」(畔上直樹「高木博志報告を聞いて」『歴史評論』六五九、二〇〇五年)を収録したもので、直接〈古都〉に関はるものではないが、本書には収録されなかつた著者の「記念祭の時代―旧藩と古都の顕彰―」(佐々木克編『明治維新期の政治文化』思文閣出版、二〇〇五年)を一読するならば、その収録意図も窺はれる。即ちそこでは〈古都〉や〈旧藩〉の顕彰(郷土愛)とナシヨナリズム(愛国心)との連動が論じられ、〈軍都〉論と〈古都〉論の接続が図られてをり、著者の現在の研究を先取りするものとも考へられるのである。

三 本書の問題点と今後の研究課題

以上のやうに、多岐に互る重要な視点を提供されてゐる本書から、評者は非常に多くのことを学んだものの、一方で各論考における立論の仕方やその結論には、聊か納得出来ない面が少なくないことも確かである。

本論の末尾にあり、ある意味では本書の結論とも捉へられる、第七章の「仁徳天皇陵」を世界遺産に!」といふ題名の、学術論文なのか政治的(文化的?)アピールなの

か聊か判断し辛い文章の中で著者は、「一九九七年四月十八日に、皇室用財産としての正倉院正倉は、重要文化財から即日の国宝指定を経て、はじめて文化庁による世界遺産への登録が可能になった」ことを、「皇室の私的な性格の濃い皇室用財産では、世界遺産への登録はままならず、国内法である文化財保護法の最高ランクの国宝⇨国民の財産であることを追加規定して、はじめて世界との普遍性・互換性を獲得しえた」ものと評価し、さらに、平成に入つて「旧皇室財産系の文化財が大規模に公開された」ことなども挙げて、「これは昭和から平成の皇室へと移るなかで、天皇制の文化的な役割が増大し、「秘匿された文化財」の情報公開が促されたと考えられる。」と主張する(二三〇頁)。

これは、本書を書評した布川弘氏の「著者は、こうした状況の中に、日本独自の君主制である近代天皇制の終わりの始まりを見ているのかもしれない。」(『日本史研究』五四二、二〇〇七年)といふ感想を導くのに十分な記述である。しかし、陵墓や御物について、あくまでも公開性を伴ふ〈文化財〉概念、もしくは〈世界文化遺産〉概念の画一的な枠組の中に強引に押し込めるやうにして論じ切つてしまふ論旨展開には、やはり違和感を持たざるを得ない。従つて、ここでは大きく二つの問題点を指摘しておきたい。

第一点は、著者は「日本の文化財は、公共性のある史蹟

や博物館に収められた美術・国宝などの「開かれた文化財」の体系と、秘匿することによって神秘性・権威が増す、正倉院御物・天皇陵などの皇室財産の体系の、二つの体系があった」（二三三頁）と主張してゐるにも拘らず、肝心の「皇室財産」については、ほぼ「天皇家の私有財産」（序）といふ画一的イメージでしか捉へられてゐないことである。つまり、その問題とされる「皇室財産」形成史において、多くの人々がそれぞれ異なる多種多様な議論、理由に基づいて御料や皇室財産の形成に努力してきたこと、或は皇室財産そのものに對する「本質的な法性格についての思想理論」が一定しないままに明治二十二年の皇室典範成立、同四十三年の皇室財産令公布に至つたといふ複雑な経緯（皇室法研究会編『共同研究 現行皇室法の批判的研究』神社新報社、昭和六十二年）に對する関心が希薄なのである。

因みに皇室財産制度を精査した川田敬一氏は、「皇室財産は、ヨーロッパの立憲君主制を参考にして、皇室の尊嚴を保持するための財政基盤として設定された」（『近代日本の国家形成と皇室財産』原書房、二〇〇一年、五一頁）と指摘し、近代日本においては、皇室と国家との関係如何といふ問題のみならず、「天皇に私なし」といふ理念が残つてゐたため、天皇の公私を区別することの困難さが常に問題とされ、「そのどちらとも断言できない中間部分（天皇の尊嚴性と密

接にかかわる部分）が存在」し、「その中間部分につき、明文化しないという方法を取り、日本の本来の在り方を残した」（同書三七六頁）といふ見方を提示してゐる。

さらに本書では、近代において「陵墓は皇室財産の枠組みにありながらも「宗教的精神的建営物」であつて、世伝御料ではなかつた。」（二八〇頁）と捉へつつ、「このあいまいな神話性こそが戦前の陵墓のあり方であつた。そして第二次世界大戦後の皇室制度の改革のなかで、陵墓が皇居・京都御苑や正倉院御物などと横並びで「皇室用財産」になつたことは、陵墓の脱神話化への道程であり、「文化財化」への道を切り開いたといえる。」（二八一頁）と述べてをり、一貫して「皇室財産としての陵墓」を前提として論じてゐるが、これについても再考する必要がある。

本書でも一部引用されてゐる酒巻芳男『皇室制度講話』（岩波書店、昭和九年）二〇九頁の記述を素直に読めば、いくら後段において、陵墓を構成する「物体」としての附属物や土地は「御料たる財産」であると記載してゐようが、あくまで前段にある、「陵墓は一の宗教的精神的建営物であつて、必ずしも財産と目することを得ない」ことから皇室財産令に規定されず、その性質上他の御料財産と区別するため皇室陵墓令において「陵墓は絶対に処分することを得ず」と規定してゐるのであり、世伝御料（皇位とともに

伝へる天皇でさへも処分することのできない財産」にも勿論編入しない、といふところに力点があることは明らかであらう。

因みに『帝室林野局五十年史』（帝室林野局、昭和十四年）には、「当局の保管に属しない御料地として陵墓地がある。」として、「諸陵寮に於て専ら管理」するものの、明治四十年施行の「帝室林野管理局官制」第一条に拠り、「土地は当局に於て管理することとな」つたと説明されてゐる（同書二七五頁）。即ち、御料局から帝室林野管理局へと改称し、省外部局となつたこの明治四十一年に、「皇宮地又は皇宮地附属地以外に神地と称へた陵墓地も御料地として其の地籍は当局扱となつた。」（同書三八一頁）のである。

著者は、「明治維新後の皇室財産のなかでは、陵墓の整備が最もはやく進行する。」（一八九頁）と記すが、本来「皇室財産」概念には馴染まない皇室の祖先祭祀の場としての「陵墓」の特殊な性格と、複雑な経緯を辿つた近代皇室財産史の展開を十分に踏まへるべきであつたと思はれる。

第二の問題点としては、本書における〈文化財〉概念が、〈近代日本〉において徐々に形成されていつたものではなく、あたかも所与の概念としてあつたかのやうな前提のもとで論旨が運ばれてゐるやうに見えることである。

著者は、予てより「明治二十年代の文化財保護行政が宗

教行政でなく美術行政としてなされてきた」（『近代天皇制の文化史的研究』三〇〇頁）と主張し、本書でも「古社寺保存法（一八九七年）は、宗教行政ではなく美術行政として展開することになった。」（二五六頁）と言ひ切つてゐる。

しかし、帝国議会の動向から古社寺保存問題の展開を詳しく追つた山口輝臣氏は、「古社寺保存を文化財保護とイコールと見做すのは安直にすぎる。しかしそれは社寺優遇だけを目的にしたものでもない。それはいわば古社寺保存というほかない領域であつたのであり、その複合性故に広く易く受け容れられ、建議として成立したのである。」（『明治国家と宗教』東京大学出版会、一九九九年、二二〇―二二二頁）と述べ、「美術保存」に主眼をおく立場と、「社寺保存」主眼をおく立場との両面からの支持の上に、この法律は成立し、公布された。」（同書二二三頁）と指摘してゐる。

また、本書もその例に漏れないが、従来「廃仏毀釈」の反省を直接的な理由として〈文化財〉保護觀念の醸成のことが一直線に語られて来たことに對し、阪本是丸氏は、維新期の「神仏分離」以降に近代的法人格を形成して行く社寺やそれに附属する建造物・宝物などに対する複雑な意識の変化（社寺の財産として保全する）が、〈文化財〉保護の前段階にある社寺保護の觀念、政策に繋がつて行くことを示唆してゐるのである（「神仏分離・廃仏毀釈の背景について」

『明治聖徳記念学会紀要』復刊四一、平成十七年。

さらに、阪本氏は以前、『近代天皇制の文化史的研究』に対する書評の中で、「著者高木氏が強調し、多用する諸行事等の「創出」が「ある種の復古」と連関しているのか、いないのか。この点の解明なしに「日本型国民国家」論の構築は不可能であると私は考えている。」（『日本歴史』六〇九、平成十一年）と指摘したが、残念ながら評者は本書を通読した今も、事この問ひかけに關していへば、著者が十分に回答されたとは思はれないのである。

本書においては、「復古」（或は「伝統」回帰）は、天皇制イデオロギー「創出」のための単なる道具の如き印象を受けるのみで、現代をも基礎付けてゐる近代における「日本型国民国家」の形成過程に特有の、いはば二律背反的な「復古」と「創出」との関ぎ合ひや、当事者達の葛藤・苦悩をも含み込んだダイナミックな展開から産み出されるそれぞれの「決断」について語られる所がほぼ無いのである。つまり、初めから（維新）のインパクトによる天皇制と密着した「伝統文化」の断絶や変容、創出だけに目を向けてゐては、静態的な「伝統文化」像しか見えて来ない。動態的に「伝統文化」を捉へていくとするならば、その継承、再生、復興の面にこそ注目せざるを得ないのである。

ただ、翻つて評者の研究においても、かかる難題に対し、

主に「近代国学」の視角を提出しつつ検討してきたが（拙著『近代国学の研究』弘文堂、平成十九年）、課題は山積してをり、これまた満足な結論を得てゐる訳ではない。

かつて熊倉功夫氏は、「伝統文化とは、前近代に生成されながら、近代文明に接触し、これに対応する自己変革に成功した文化であつたのだ。総体としては新しい様式と思想をうみだし、ダイナミックな変容をとげながら、しかし各部分においてはまさしく伝統に従うごときものである。」（熊倉功夫『近代茶道史の研究』日本放送出版協会、昭和五十五年、i頁）といふ傾聴に値すべき指摘を行なつた。

このやうな興味深い見解を踏まへ、今後近代天皇制に關はる「伝統文化」を動態的に捉へて考察を進めていくことが必要であらう。その点からいへば、豊富な史料をもとに「創出」面を明らかにしてゐる本書は、その結論に異論がある者にとつても、「日本近代」と「伝統」との關係を考へる上では必ず何度も繙くこととなる、欠かすことのできない基本文献の一つとなるものであり、「導きの糸」ともなる先駆的かつ貴重な業績であることは疑ひ無いのである。

（岩波書店、平成十八年七月、B 6判、三一〇頁、本体
三一〇〇円）

（國學院大學研究開発推進機構助教）